

## 習志野市立大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人選考委員会 会議の公開に関する取り決め事項(案)

### 会議の公開・非公開

- ・「審議会等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、会議は原則公開となっている。
- ・しかし、本委員会が所掌する移管先法人の公募・選考に関しては、習志野市情報公開条例第8条第5号に該当し、審議を公開することにより、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とする。
- ・ただし、その他の審議内容が生じた場合には、公開とする場合もある。
- ・なお、移管先法人の選考に関しては、選考過程の透明性が求められていることから、会議の公開の原則を踏まえ、移管先法人決定後に、全ての会議録を公開することとする。

### 習志野市立大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人選考委員会設置要綱(抜粋)

(職務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 移管先法人の公募に係る募集要項及び選考基準に関すること。
- (2) 移管先法人の選考に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、移管先法人の選考に関し必要と認める事項

### 習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針(抜粋)

#### 6 会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開とする。ただし、当該会議の内容が次のいずれかに該当する場合は、審議会等の長は事前に会議に諮り、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 会議において、習志野市情報公開条例(平成9年条例第17号。以下「情報公開条例」という。)第8条各号の規定に該当する情報に関し、審議、審査等をする場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

### 習志野市情報公開条例(抜粋)

(非公開情報)

第8条 公開しないことができる情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (5) 市又は国等の機関が行う監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他の事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの